

様式1（第4条第2項第三号関係）

第 号  
年 月 日

様

発注機関の長

理由書の提出について

下記工事において、貴社が提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準に満たないことから、下記の期限日までに理由書を提出すること。

記

工事名：

期限日： 年 月 日（通知日の翌日から起算して3開庁日目を標準とする）

提出資料：理由書（様式2）

様式2（第4条第2項第三号関係）

年 月 日

発注機関の長 へ

受注者

代表者

理 由 書

工 事 名 :

上記工事について、当該労務費で入札した理由は、下記の通りです。

記

・次に該当する場合は、□にレ点を記入の上、その理由を記載

最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した

最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や一定率を乗じる  
などして減額した

○理由

・上記に該当しない場合は以下に理由を記載

○理由（合理的な理由がある）

様式3（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

発注機関の長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講ずるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

様式4（第5条関係）

第 号  
年 月 日

県土整備部建設業課長 あて

発注機関の長

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により報告します。

記

- 1 工事名
- 2 開札日 年 月 日
- 3 添付資料
  - ・理由書の提出について（様式1）
  - ・理由書（様式2）
  - ・改善要請（様式3）
  - ・金入設計書
  - ・工事費内訳書（入札時提出用）

様式5（第6条関係）

第 号  
年 月 日

国土交通省中部地方整備局  
建政部 建設産業課長 様

三重県県土整備部建設業課長

労務費ダンピング調査の結果について（通報）

三重県が発注する下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により通報します。

記

- ・ 工事名
- ・ 該当する入札参加者の商号又は名称
- ・ 主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名
- ・ 建設業の許可番号
- ・ 該当する工事名
- ・ 入札日
- ・ 応札率
- ・ 理由の確認の結果（様式1～4）
- ・ 公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
- ・ 労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方 直接工事費に0.97を乗じる
- ・ 金入設計書
- ・ 工事費内訳書（入札時提出用）

## 労務費ダンピング調査完了報告書

年 月 日

工事番号:

---

工事名:

---

発注者:  
(執行機関)

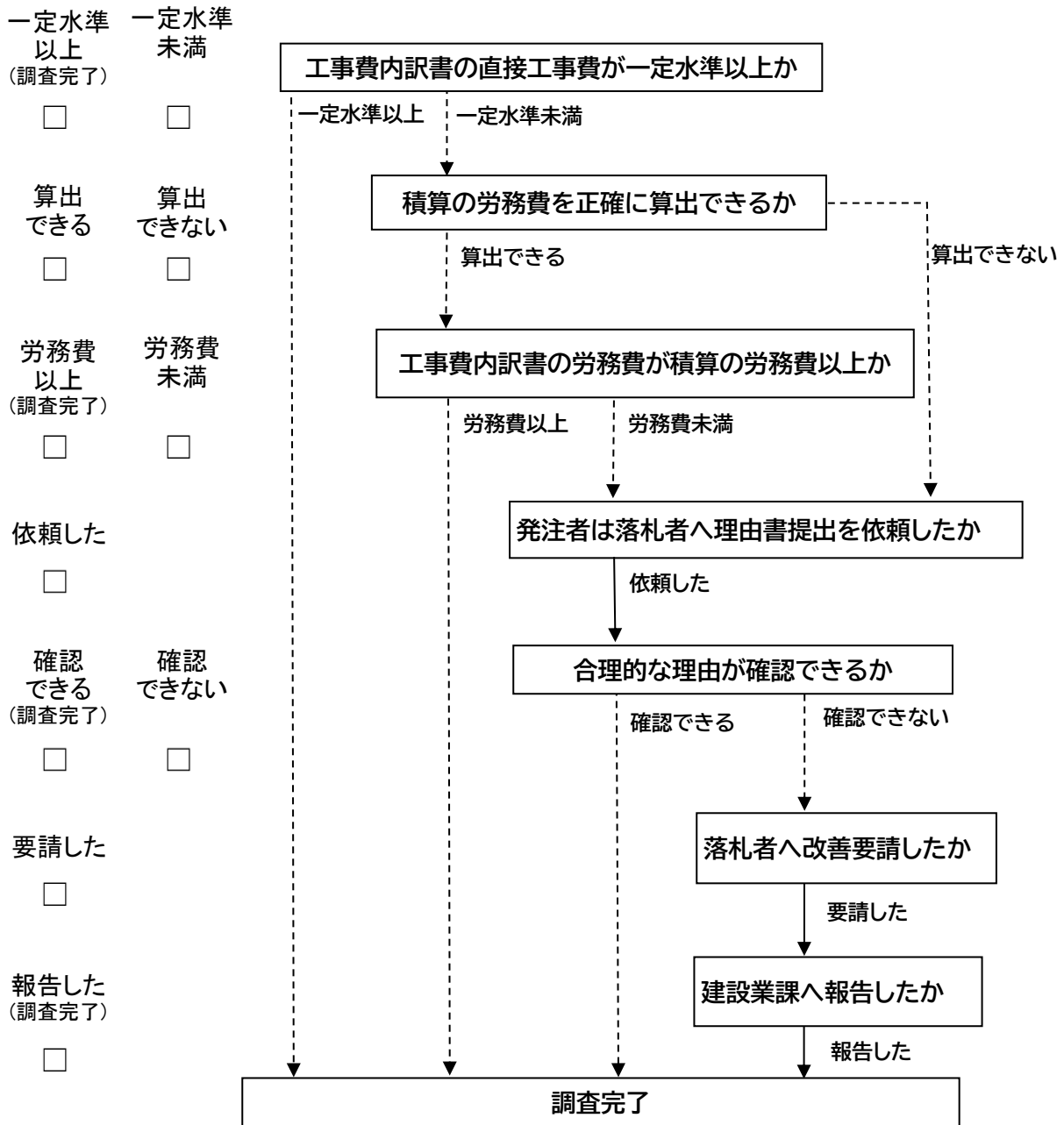
---

落札者:  
(建設業者)

---

三重県労務費ダンピング調査実施要領第4条の調査及び第5条の改善要請等を下記のとおり行いました。

記



上記のとおり調査完了を確認(三重県労務費ダンピング調査実施要領第7条の確認)しました。